

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

※ 新型インフルエンザ等：新型インフルエンザ及び同様の影響を及ぼすおそれがある新感染症を含む。

2 総則的事項

責務

国	新型インフルエンザ等の発生時に、自ら対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。
地方公共団体	基本的対処方針に基づき、その区域に係る対策を実施するとともに、区域内の関係機関が実施する対策を総合的に推進する。
指定(地方)公共機関 (p2)	特措法で定めるところにより、その業務について、対策を実施する。
事業者・国民	予防に努めるとともに、対策に協力するよう努める。

基本的人権の尊重

国民の自由と権利が尊重されるべきことから、対策を実施する場合においては、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、必要最小限のものでなければならない。

3 事前の準備

行動計画

国・地方公共団体は、発生に備えて、対策の実施に関する計画（行動計画）を作成する。

業務計画

指定（地方）公共機関は、対策に関する業務計画を作成する。

4 新型インフルエンザ等発生時の措置

	国	都道府県
対策本部の設置等	総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置する。政府対策本部は、基本的対処方針を定める。	政府対策本部が設置された場合、知事を本部長とする都道府県対策本部を設置する。
臨時の予防接種 (特定接種) (p3)	登録事業者で医療の提供の業務等に従事する者等に対して臨時の予防接種を実施する。臨時の予防接種を行うよう県又は市町村に指示する。	厚生労働大臣の指示を受け、臨時の予防接種を実施する。
検疫	特定検疫所長は、必要に応じて、停留施設を確保するため、正規の手続きを経ることなく、特定病院等を使用できる。	/
医療従事者の要請・指示 (p4)	/	知事は、医療関係者に対し、患者等に対する医療を行うことを要請・指示できる。

5 緊急事態宣言 (p5)

新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす等の事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。

6 緊急事態における措置等

市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、市町村長を本部長とする市町村対策本部を設置する。

緊急事態宣言により、必要に応じ、以下の措置を行う。

- (1) まん延の防止に関する措置 (p5)
 - ・住民に対し不要不急の外出の自粛要請
 - ・学校・興行場等の施設使用の制限等の要請
 - ・住民に対する予防接種の実施 (p3)
- (2) 医療等の提供体制の確保 (p4)
 - ・知事は、医療機関が不足する場合に、臨時に開設する医療施設において医療を提供しなければならない。
- (3) 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・電気事業者、ガス事業者、水道事業者、運送事業者、電気通信事業者、郵便事業者等である指定公共機関等は、業務計画で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 - ・知事は、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合には、埋葬又は火葬を行わなければならない。
 - ・生活関連物資等の価格の安定のため、国民生活安定緊急措置法等に基づく適切な措置を講じなければならない。
 - ・日本銀行は、銀行券の発行、通貨及び金融の調整、金融機関の資金決済の確保を通じて、信用秩序の維持に必要な措置を講じなければならない。

7 財政上の措置等

- (1) 損失補償
 - 国及び都道府県は、特措法の規定による処分が行われたときは、処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- (2) 損害補償
 - 都道府県は、要請等に従って医療の提供を行う医療関係者がそのため死亡等したときは、損害を補償しなければならない。
- (3) 地方の費用負担
 - 住民に対する予防接種：パンデミックワクチンの接種。全国民向け
 - ・実施主体：市町村
 - ・費用負担割合：原則 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
 - 予防接種法の新臨時接種並びに 国費の高上げ措置あり 健康被害救済についても同様
 - 登録事業者の従業員等への特定接種：プレパンデミックワクチンの接種
 - ・実施主体：国家公務員・民間事業者は国、地方公務員（都道府県職員）は都道府県、地方公務員（市町村職員）は市町村
 - ・費用負担割合：実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様
 - その他（臨時の医療施設における医療提供、医療関係者の損害補償、埋葬・火葬等）
 - ・実施主体：都道府県
 - ・費用負担割合：原則 国 1/2 都道府県 1/2
 - 国負担は災害救助法並びに 国費の高上げ措置あり
 - 地方負担に対する規定
 - 国は、①～③のほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講じる。

8 施行日

公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日。

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の確かな実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

新型インフルエンザ等の発生時に、その業務を通じて一定の公益的役割を果たす。

指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関（法第2条第6号）

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

指定地方公共機関（法第2条第7号）

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

指定地方公共機関の指定に係る具体的な考え方については、追って示される予定

業務、義務等

業務計画の作成、国（都道府県）への報告、関係地方公共団体への通知及び要旨の公表（法第9条）

業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検（法第10条）

政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）（法第20条第1項、法第33条第1項）

都道府県対策本部長による総合調整、指示（法第24条第1項、法第33条第2項）

「総合調整」とは、指定（地方）公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。

「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる（法第27条）

責務（法第3条第5項、6項）

・新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

< 放送事業者について >

- ・指定公共機関については、現時点では、放送対象地域の広域性等にかんがみ、日本放送協会を指定することが想定されており、民間放送事業者を指定することは想定されていない。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法案の国会審議の際、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会で次のとおり附帯決議が付されている。
「放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと」

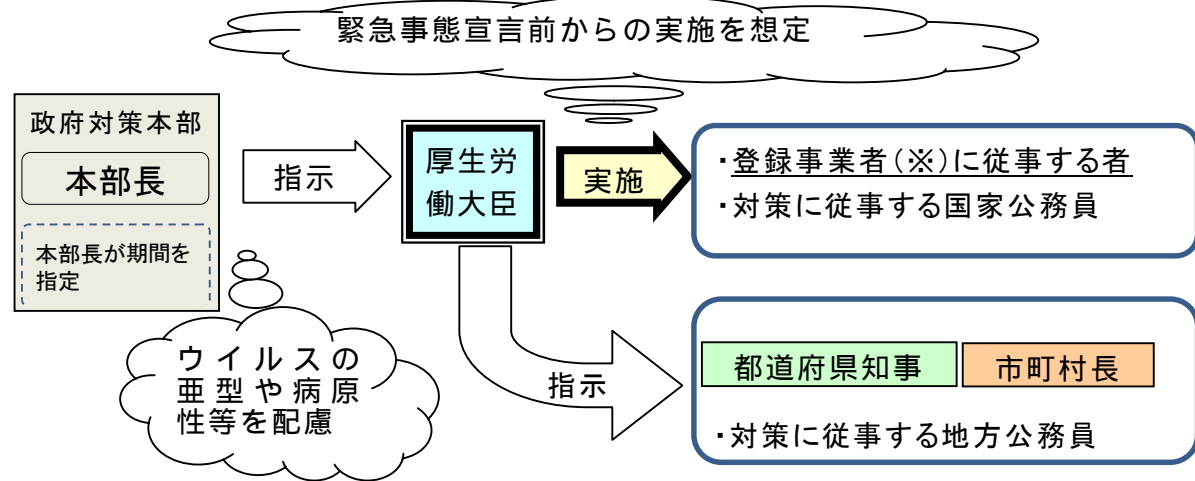
(参考) 災害対策基本法における指定(地方)公共機関の例

	業種	事業者名	業種	事業者名	
指定公共機関	医療	日本赤十字社	道路管理	東日本高速道路株式会社	
	電気	北海道電力株式会社		首都高速道路株式会社	
		東北電力株式会社		中日本高速道路株式会社	
		東京電力株式会社		西日本高速道路株式会社	
		北陸電力株式会社		阪神高速道路株式会社	
		中部電力株式会社		本州四国連絡高速道路株式会社	
		関西電力株式会社	貨物運送	日本通運株式会社	
		四国電力株式会社	空港管理	成田国際空港株式会社	
		中国電力株式会社		関西国際空港株式会社	
		九州電力株式会社		中部国際空港株式会社	
		沖縄電力株式会社	金融	日本銀行	
	電源開発株式会社	報道	日本放送協会		
	日本原子力発電株式会社	ガス	日本電信電話株式会社		
	東京瓦斯株式会社		東日本電信電話株式会社		
	大阪瓦斯株式会社		西日本電信電話株式会社		
	鉄道	東邦瓦斯株式会社	通信	KDDI株式会社	
		北海道旅客鉄道株式会社		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
		東日本旅客鉄道株式会社		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
		東海旅客鉄道株式会社		郵便	郵便事業株式会社
		西日本旅客鉄道株式会社			郵便局株式会社
四国旅客鉄道株式会社					
九州旅客鉄道株式会社					
日本貨物鉄道株式会社					
指定地方公共機関	医師会、歯科医師会、薬剤師会、バス協会、トラック協会などが指定されている。				

2

新型インフルエンザワクチンの予防接種について

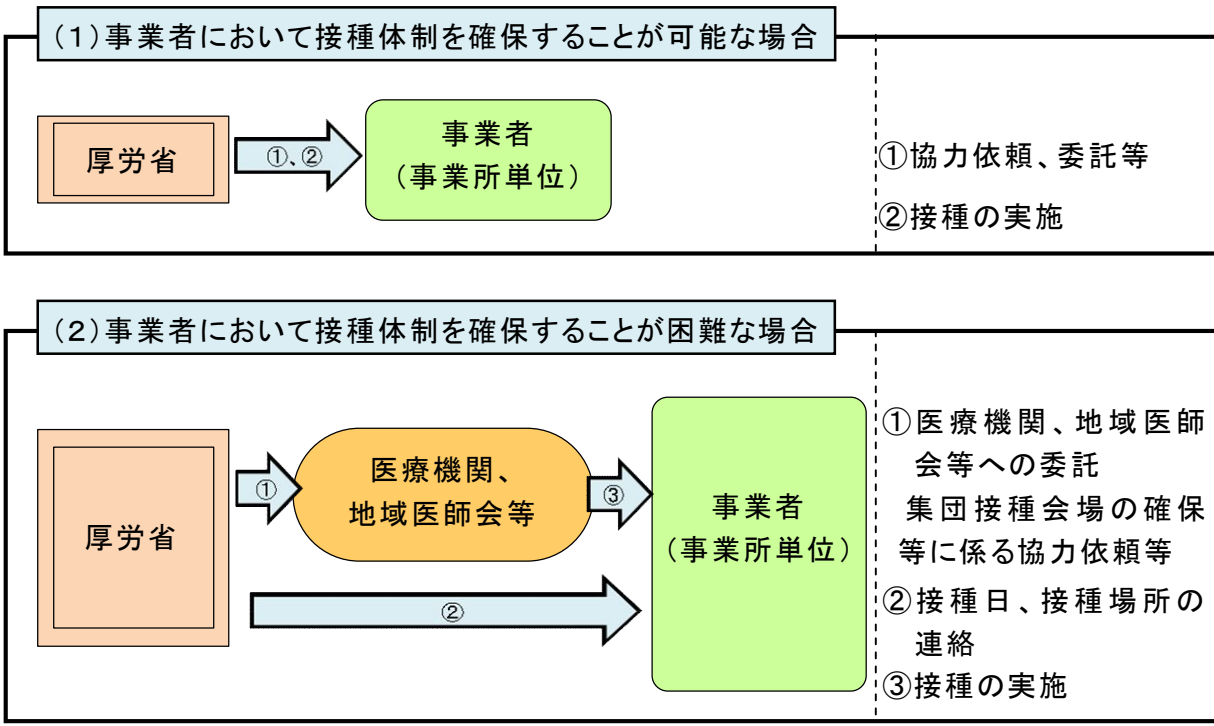
特定接種(対象...登録事業者であって、医療の提供の業務等に従業する者等)
 プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。



※ 登録事業者: 医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの。
 登録基準は、政府行動計画において明示される。

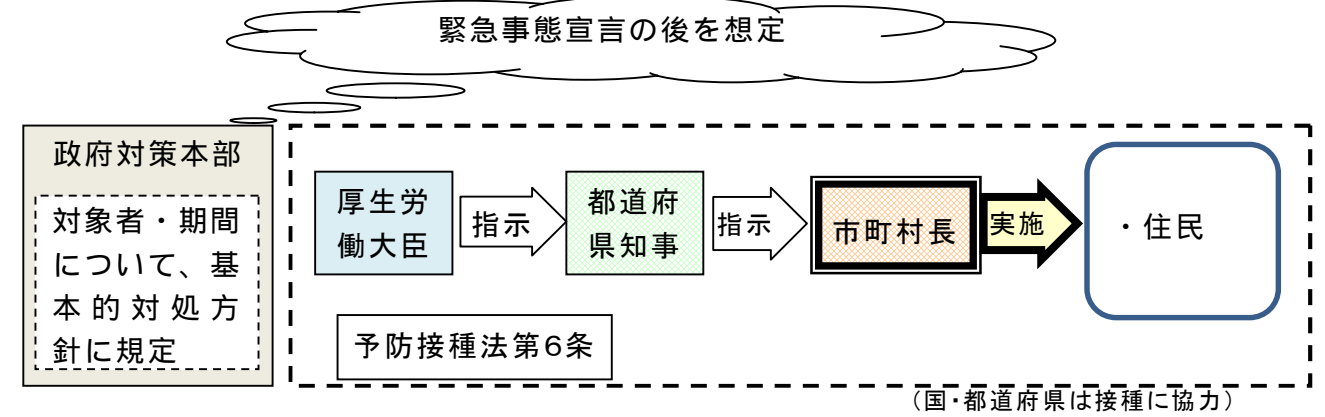
登録事業者に対する特定接種のイメージ

◎原則として集団的接種を実施。



登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村が協力する。

臨時の予防接種(対象...住民)
 パンデミックワクチンの接種。



(参考) 特定接種の対象者について
 「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(平成20年9月18日)

カテゴリー	考え方	業種・職種
感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運
新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定医療機関等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附带サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)

3

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて

医療従事者や医療施設に係る各種の措置を組み合わせることにより、地域の医療提供体制を構築・維持。
発生時に医療従事者等の必要な協力が得られるよう、都道府県行動計画の策定段階から関係者の意見を十分に踏まえる。

1 医療機関に係る措置(指定(地方)公共機関、登録事業者)

本法では、指定(地方)公共機関として、医療業務を行う法人の中から指定するとしている。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示を受ける対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項)

さらに、小規模な診療所など、指定(地方)公共機関として指定しないものについても、特定接種に係る事前登録を受けることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

2 医薬品等製造販売業者等に係る措置

医薬品等製造販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県本部長による総合調整のほか、医薬品等の配送要請・指示を受ける対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項、第54条第2項、3項)

指定(地方)公共機関でない医薬品等製造販売業者等、薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行う場合があることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

3 医療関係者への医療等の実施の要請等

都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。(法第31条第1項、第2項、第46条第6項)

医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者に要請。運用方法等については追って示される予定。

都道府県知事は、正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)

要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(法第63条)

今後、政令等で、要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等が定められる予定。

4 臨時の医療施設における医療の提供等

都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(法第48条第1項)

臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(法第48条第3～5項)

施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため、土地等の所有者等の同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができる。(法第49条)

既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(法第48条第6項、第7項)

4 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

1 「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、当該疾病の全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件に該当する事態

政令で定める要件については、今後、専門家等の意見を踏まえ検討。

政令で定める要件については、たとえば、以下のものを想定。

- 【要件①(案)】 ・発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性が高い場合
・海外で発生した新型インフルエンザの臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なる重症症例（多臓器不全、ウイルス性肺炎、脳症など）が多くみられる場合
- 【要件②(案)】 ・確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合

2 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の内容

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をする。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）

・実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

・実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

・区域の最小単位は原則として都道府県の区域を想定。2～3回に分けて日本全国を指定する場合や、離島など都道府県内の一部を指定することも考えられる。

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

・新型インフルエンザ等の発生状況（患者が確認された地域、患者数等）、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

3 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の解除

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をする。

5 感染を防止するための協力要請等について

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて（ ）生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

（ ）潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示される予定。

期間：発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。

区域：患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断（都道府県内のブロック単位等）。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設（注1）の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置（注2）を講ずるよう要請することができる。

（ ）具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示される予定。

注1「施設」：今後政令で規定。人の接触状況（利用人数、施設の大きさ）等を考慮。

注2「措置」：今後政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認められる場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。（罰則なし）

要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。